

九州教区教会緊急援助金規則

(目的)

第1条 九州教区内の教会・伝道所が、風水害・地震・火災・白蟻等の被害を受けた際や、その他不測の出費を補う緊急援助する目的をもってこの規則を定める。

(援助の対象)

第2条 この規則による援助金は、緊急な対策を要するもので、一時的な補修等の出費を補うものとする。

(特別会計)

第3条 この規則を運用するために、教会緊急援助金特別会計を設ける。

② 緊急援助に要する資金は、教会緊急援助金特別会計をもってこれに充てる。

援助金が多額になる場合は、九州教区内の全教会を対象とする募金活動等を行って、この特別会計に資金を集めて対応するものとする。

(援助金の限度等)

第4条 緊急援助金の額は、原則として、一件あたり20万円を限度とする。

(申請の手続)

第5条 緊急援助金を受けようとする場合は、「教会緊急援助申請書」に必要経費の見積書を添えて、教会協力委員会あてに申請するものとする。

(審査・決定)

第6条 教会協力委員会は、前条の申請につき、予算その他の事情を勘案してこれを審査し、常置委員会（緊急の場合は教区役員会）の承認を経て、すみやかに実施しなければならない。

(報告)

第7条 教会協力委員会は、前項に基づく事務処理の結果について、すみやかに常置委員会あてに報告しなければならない。

(規則の改正)

第8条 この規則の改正は、常置委員会の議を経て行い、教区総会に報告するものとする。

付 則

1. この規則は、2000年9月19日から施行する。

(2000年9月19日 常置委員会において決定)

(2007年9月18日 常置委員会において改定)